

(令和7年6月24日発表)

静岡市国民健康保険における資格確認書に係る 令和8年7月31日までの対応

◆概要と 本市の対応	静岡市国民健康保険の被保険者証は、有効期限が1年間(8月1日から翌年7月31日まで)であり、毎年7月中旬に被保険者全員へ一斉に被保険者証を送付していました。(一斉更新)。 令和6年12月2日から、健康保険制度は、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。 令和7年度(7月中旬以降に発送を開始)の一斉更新では、 ・原則として、次の(1)(2)のとおり対応します。 (1)「マイナ保険証」をお持ちの方には、無期限の「資格情報のお知らせ※1」を送付します。 (2)「マイナ保険証」をお持ちでない方には、令和8年7月31日までを有効期限とする「資格確認書※2」を送付します。 ・ただし、要介護の高齢者や障害のある方など、様々な困難を抱える方で、医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、区役所の保険年金課窓口で「資格確認書」を交付します。 なお、上記に該当しない方で、「資格確認書」の交付を希望される場合は、同じく窓口で交付いたしますが、その際には、マイナ保険証の利用登録の解除が必要となります。 ※1「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方に対し、登録内容を確認いただくためにA4サイズの紙で交付するものです。 ※2「資格確認書」は、従来の保険証の代わりになるもので、保険証と同じ大きさのものです。医療機関等の窓口に提示することで従来の保険証と同じように受診いただけます。
◆交付手続き	【「資格確認書」の交付手続き】 お手続きできるのは、世帯主または、住民票上の同一世帯員の方です。 受付窓口：各区役所の保険年金課 受付開始日：「資格情報のお知らせ」がご自宅に届いた日以降 (令和7年7月中旬以降に発送を開始します。) 資格確認書の有効期間：令和7年8月1日から令和8年7月31日まで 持ち物：「資格確認書」を発行するご本人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 など)、「資格情報のお知らせ」 注記)別世帯の方がお手続きする場合は、委任状をご持参ください。 なお、その場合、「資格確認書」は郵送にてお送りします。

【問合せ】 保険年金管理課(静岡庁舎12階)
担当 望月、長井
電話 054-221-1005